

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門 川 大 作

京都市規則第113号

京都市市税事務所規則の一部を改正する規則

京都市市税事務所規則の一部を次のように改正する。

第5条第1項市民税室の項に次の1号を加える。

(6) 支所に関する事。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)